

落札後の手続(自動車)

※公売財産が軽自動車の場合は落札後の手続(動産・軽自動車)をご覧ください。

1. 西宮市の公売担当へ連絡してください

(1) 入札期間終了後、落札者(最高価申込者)となった方へ西宮市の担当者から落札後の手続について電子メールでご案内します。

※この電子メールは入札終了日に送信します。入札された KSI 官公庁オークションのログイン ID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、電子メールが届かない場合には、同じ画面で落札後連絡先を確認しご連絡ください。

(2) 受信された電子メールは必ず印刷してください。

(3) 電子メール送信元(西宮市)のアドレスへ、売却区分番号、住所(所在地)、氏名(名称)、日中の連絡先などを連絡してください。買受代金の納付方法等今後の手続について担当職員がご説明します。

2. 買受代金などの納付

(1) 納付していただく金額は、「落札価額」または「落札価額－公売保証金額」となります。

※事前に納付された公売保証金額は、買受代金に充当します。

※納付必要金額については、西宮市の担当者へ必ずご確認ください。

(2) 買受代金納付期限までに買受代金全額の納付を西宮市が確認できることが必要です。

(3) 買受代金納付期限は、西宮市から送信する電子メールまたは公売物件詳細画面でご確認下さい。

(4) 買受代金の納付方法は以下のとおりです。

ア 銀行振込

※振込先口座は、西宮市から送信する電子メールでお知らせします。

※振込手数料は、落札者の負担となります。

イ 現金書留の送付

※買受代金の金額が50万円以下の場合に限ります。

※郵送料などは、落札者の負担となります。

ウ 郵便為替による納付

※郵便為替で買受代金を納付する場合は、手続などについてあらかじめ西宮市の担当者にご相談ください。

エ 現金を西宮市に直接持参

- (5) 買受代金納付期限までに西宮市が買受代金全額の納付を確認できない場合、落札者はその公売財産を買い受けることができなくなり、公売保証金は没収されます。
- (6) 落札者ご本人以外(代理人)が買受代金の納付や物件の引渡を受ける場合は、「5. 代理人が落札後の手続を行う場合」をご覧ください。

3. 必要書類の提出

- (1) 以下の書類を西宮市に提出してください。

※ 必要書類の提出先は、入札期間終了後に西宮市が送信する電子メールでご確認ください。

ア 西宮市が落札者へ送信した電子メールを印刷したもの。

イ 落札者が個人の場合、ご本人の写真が添付されている書面(運転免許証、マイナンバーカードなど。ただし免許証などをお持ちでない方は、住民票・印鑑証明などの住所地を証する書面)。

ウ 落札者が法人の場合、代表者の方の本人確認書類及び法人の商業登記の履歴事項全部証明書。

エ 所有権移転登録請求書

※ 西宮市から送付される所有権移転登録請求書に必要事項を記入してください。

オ 自動車保管場所証明書

カ 移転登録等申請書(第1号様式(OCRシート))

キ 自動車検査登録印紙(500円)を貼付した手数料納付書

ク 落札者の印鑑証明書(発効後3ヶ月以内のものに限ります)

ケ 郵便切手 1,500円分程度

コ 保管依頼書(買受代金納付時に公売財産の引渡を受けない場合)。

※ 「保管依頼書」の様式は西宮市ホームページより印刷することができます。

- (2) 必要書類は、書留郵便などによる郵送(郵送料は落札者の負担)もしくは直接西宮市に持参してください。

- (3) 落札者ご本人以外(代理人)が買受代金の納付や物件の引渡を受ける場合は、「5. 代理人が落札後の手続を行う場合」をご覧ください。

※ 抹消登録済の自動車については、上記と異なり、別途、自動車登録(基本的に新規登録の手続)などの手続を買受人本人が行うこととなります。また、それらの費用についても全て買受人の負担となりますのでご注意ください。これらの手続き等については西宮市にご確認ください。

4. 公売財産の引渡し・移転登録などの嘱託

- (1) 西宮市の案内にしたがい、公売財産の引渡しを受けてください。
- (2) 西宮市は、代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合、公売参加申込時に入力された内容及び提出された書類により、権利移転の手続(移転登録などの嘱託)を行います。
- (3) 差押抹消登録・移転登録などの嘱託は、郵送にて行います。
- (4) 買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所が、前所有者(現在の登録を受けている所有者)と異なる場合、登録のためには買受人自身で、ご本人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。
- (5) 売却決定後、西宮市が買受代金の納付を確認した後に引渡しを受けることが可能となります。
- (6) 買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合、「保管依頼書」を提出してください。
 - ※ 保管費用が必要な場合は、落札者の負担となります。
 - ※ 長期間の保管をお受けできない場合がありますので、依頼される場合は西宮市とご相談ください。
- (7) 自動車検査登録印紙、自動車税環境性能割、その他権利移転に伴う費用については、買受人の負担となります。
- (8) 詳細は、落札後にご説明します。
 - ※ 抹消登録済の自動車については、動産の扱いとなり、上記手続きと異なる場合がありますので、西宮市にご確認ください。また、買受後の車両の搬送等についても買受人本人が行うこととなり、それらの費用についても全て買受人の負担となりますので、ご注意ください。
 - ※ 自動車税の未納があれば車検の際に買受人負担が発生する場合があります。

5. 代理人が落札後の手続を行う場合

- (1) 落札者ご本人が買受代金の納付や公売財産の引渡しを受けることができない場合、代理人がそれらの手続を行うことができます。代理人がそれらの手続を行う場合、以下の書類をご提出ください。
 - ア 西宮市が落札者へ送信した電子メールを印刷したもの。
 - イ 委任状
 - ※ 「委任状」の様式は西宮市ホームページより印刷することができます。
 - ウ 落札者本人の住所証明書
 - ※ 発行後3ヶ月以内のものに限ります。

- (2) 代理人が西宮市に持参する場合は、代理人の住所地が記載された写真付き本人確認書類(運転免許証など)をお持ち下さい。免許証などをお持ちでない方は、代理人の住所証明書(住民票など)及び写真付き本人確認書類(パスポートなど)をお持ちください。
- (3) 落札者が法人で、その法人の従業員の方が買受代金の納付や公売財産の引渡しを行う場合も、その従業員が代理人となり、委任状などが必要となります。

6. 書類の提出先

〒662-8567

兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

西宮市総務局税務部納税課 公売担当宛